

就学援助制度について

小・中学校に在学・就学予定の保護者の皆様へ

中種子町では、経済的な理由でお困りの保護者の方に対して、就学援助制度で学用品の購入費や入学用品費などを支援しています。

○ 認定基準について

以下の基準に該当する場合に就学援助の受給を受けることができます。

- 1 中種子町に住所（住民票上の住所）を有しており、中種子町立の小・中学校に在学または就学予定である児童生徒がいる方
- 2 世帯の状況が以下のいずれかに該当する方
 - ・認定基準額以下の所得
 - ・生活保護を受給している方
 - ・生活保護の停止または廃止となった方
 - ・町民税が非課税となっている方
 - ・国民年金保険料が免除または減免されている方
 - ・児童扶養手当を受給している方
 - ・保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められた方
 - ・その他特別な事情がある方（り災・保護者の死亡等）



○ 援助内容・金額等について

費目名	内 容	援助金額(年額)		備考
		小学校	中学校	
学用品費等	通常必要とする学用品の購入費	14,000円	26,000円	
通学用品費	通常必要とする通学用品の購入費	—	—	
新入学児童生徒 学用品費	入学にあたり通常必要とする学用品の購入費	64,300円	81,000円	令和8年度入学者より変更
修学旅行費	修学旅行に直接係る交通費等	25,000円	48,000円	
校外活動費	校外活動に直接係る交通費等	—	—	
医療費	むし歯や結膜炎等の治療費	—	—	
学校給食費	学校給食に要した給食費	—	—	

※生活保護を受給されている場合、「修学旅行費」について援助が行われます。

（その他の費目については、生活保護で支給されます。）

○ 申請等について

- 1 就学援助を希望される場合は、在学する（予定の）学校が示す提出期限までに申請書等を提出してください。
- 2 就学援助の受給対象となるかの審査については、中種子町教育委員会において行い、審査結果については、5月頃に学校を通じてお知らせを行います。
- 3 学用品費の支給については、各学期末に行う予定です。
- 4 新入学児童に係る就学援助費については、小学校入学予定者に対する就学時健康診断の時にお知らせいたします。

○ 注意点について

申請者全員が援助を受けられるものではありませんので御了承ください。

○ 問合せ先

中種子町教育委員会学校教育課

〒891-3692 鹿児島県熊毛郡中種子町野間 5186-2

TEL 0997-27-1111（内線 206）

